

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
305	第2部 3		<p>海洋資源の計画的な開発 基本法では、水産資源における海洋動植物の養殖、漁業生産の企業化、エネルギー・鉱物資源における大水深石油・天然ガス、メタンハイドレート、熱水鉱床、コバルトリッチクラストなど、身近な研究開発対象から将来課題までふくまれています。海洋牧場、高度水質管理の養殖水槽、海水溶存金属の回収などの課題もあります。特に、海水溶存のウランやリチウムなどの希少金属回収などの実現に近づきつつある課題も含めることが望ましいと考えます。</p> <p>海洋の自然エネルギー開発でわが国は、波力発電、潮位差発電、潮流発電、海洋温度差発電、海上風力発電などに研究の実績があります。自然エネルギーの研究開発は基礎研究の段階を超えて実用化の研究開発の段階と考えます。特に、海洋温度差発電は世界的レベルの研究開発を続けています。</p>	海中希少資源・海洋未利用エネルギーについては、海底のエネルギー・鉱物資源の開発に比べまだ基礎研究の段階にあるので、当面のEEZの開発対象として記載していませんが、これらの研究を着実に進めるべき趣旨は、第2部1エに記述しています。
306	第2部 4		<p>海上輸送機能の強化 外航海運業における日本籍船及び日本人船員の確保、港湾等の海上輸送拠点及び機能の整備は重要な課題であり、基本法にある対応が望まれます。</p>	(感想、その他)
307	第2部 5		<p>民間活力の利用 海洋権益の確保、海洋の安全の確保、自然災害への対応など重要な施策であると考えます。特に、自然災害への対応は官の対応のみならず民の対応も含めて実施する体制の確立が必要で、これにより基本法の迅速、効果的な実施が可能と考えられます。</p>	ご指摘の観点は重要なものであり、今後の施策推進の参考とさせていただきます。海洋基本計画での記述については、全体の分量とのバランスを考慮しつつ、海洋政策として適切な施策を記述しています。
308	第2部 6		<p>データ所在情報の一元化 種々な機関で観測される海洋情報は、それぞれの機関での目的に沿って観測、使用されて、その目的は果たしているが、これを一元的に管理してその他の機関で共用できるようにすることは必要なことであり、過去においても試みられたことであります。環境因子データの一元化は、フォーマットの違いなどで困難なことがあります。データ所在情報とその仕様を明らかにする一元化でも大いに役立つものと考えます。海洋企業の情報一元化は一層困難と思われるが、海洋観測データのありかの一元化は実現に近いと考えます。</p>	頂いたご意見については、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考とさせていただきます。
309	第2部 6		<p>海洋観測 海洋観測の無線テレメトリーは、特に離島や僻地の自然環境観測には重要な海洋調査の手法ですが、最近の高度情報化の趨勢にのって、大容量リアルタイムのテレメトリーの必要でない環境記録のための環境観測に高価な人工衛星などの環境観測データ収集装置を使用するのは“もったいない”ことと思います。地震情報や台風情報などのリアルタイムの観測が必要な場所では高度情報化のテレメトリーシステムの使用は必要とされるものの、小容量でリアルタイムでなくともよい通常の気象、海象観測には、人工衛星などに比べて簡便な装置の「流星パースト通信」などの超短波無線通信の適用が考えられます。特に、無人や過疎の離島の環境観測への適用が考えられます。</p>	通信システムの整備については、第2部7(4)にあるとおり、まず、必要性、波及効果等の明確化とともに、費用対効果、他施策との優先順位等の検討が必要と考えています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
310	第2部 7		<p>蓄積技術 わが国の海洋開発の現状は、必ずしも活況を呈しているわけではありませんが、過去においては水産の隆盛、近海の海洋石油開発、埋立人工島の造成など大型海洋空間利用などが行われ、世界的にも比肩できる海洋開発活動を行ってきた歴史を持っています。わが国は、これらの歴史相応の技術蓄積もあるはずですので、わが国の海洋開発は当然これらの経験の上になっただものになると考えます。基本法で海洋立国を新しく目指すことはよしとしても、わが国の海洋開発の実績、経験を基礎とする研究開発への言及は必要かと思えます。 海洋立国を担う人材の養成、教育等を強調していることは、近年の社会的課題を広く踏まえた内容であると考えます。海洋構造物の設計、建造に関する研究も海洋開発の発展に資する重要な課題であります。</p>	<p>第1部3において、まず海洋科学技術に係る特殊性や、科学技術の水準を踏まえた上で海洋に関する研究開発の推進について戦略的に推進することが必要である旨記述するとともに、第2部7において、海洋基本計画に基づき、豊かな海洋資源や広大な海洋空間の持続可能な利用を図っていくにあたり、必要となる技術についても戦略的に強化を図っていくことが必要と考えており、その旨記述しています。</p>
311	第2部 7		<p>海洋構造物の技術 この数十年の日本経済の低迷期にあって、海洋開発活動も停滞し、海洋構造物の設計建造技術に関しても近隣諸国に先行を許している現状であります。海洋基本法で海洋構造物の技術研鑽の再出発を示す必要があります。 石油資源開発の石油探鉱・生産プラットフォームの例では、海洋基本法でも触れられていますように、大陸棚の200m程度以下の水深の海洋構造物の設計建造技術で対応できたものが、わが国の海洋開発活動の停滞期を経た現在では1,000mを越す大水深の海洋構造物の設計建造技術が必要になっていきます。また、海洋空間利用では沖合の大型海洋構造物に関する技術も必要です。 わが国のこれらの海洋構造物の技術の確保のための技術開発が必要ですが、同時にその技術はニーズ(受注)により進歩していくものですから研究開発と共に企業の国際競争力の強化が必要となります。</p>	<p>第1部3において、まず海洋科学技術に係る特殊性や、科学技術の水準を踏まえた上で海洋に関する研究開発の推進について戦略的に推進することが必要である旨記述するとともに、第2部7において、海洋基本計画に基づき、豊かな海洋資源や広大な海洋空間の持続可能な利用を図っていくにあたり、必要となる技術についても戦略的に強化を図っていくことが必要と考えており、その旨記述しています。</p>
312	第2部 8		<p>技術力の国際競争力強化 漁船漁業、内航海運行などの中小企業の経営基盤の強化、造船業、船用工業などの高い技術力を背景とした国際競争力の強化が必要ですが、建設業、エンジニアリング業などにおいても海洋構造物の設計、建造技術の向上による国際競争力の強化が重要な課題であります。海洋構造物の受注においては韓国、中国など近隣アジア諸国に先行されている現状を打破する技術力の向上、新技術の研究開発、人材の育成などが必要であると思えます。 新たな海洋産業の創出」(p.33)において、安全性、経済性に優れた外洋上プラットフォームの技術の確立等様々な産業分野における海洋空間利用に向けた取り組み・・・という記述が唯一の具体的に海洋構造物に触れています。 国際競争力の強化に関連して新技術の開発という目的では将来の実現を目指した重要な研究開発の対象構造物で結構と思えますが、海洋構造物の研究開発等の基本技術の研究推進の施策が必要かと思えます。外洋のみならず、身近な内海、或いは、寒冷帯、熱帯の海洋環境に適応する新しい構造形式の研究開発、海洋構造物の耐震性、耐久性、経済性などの追求などの地道な研究開発を実現が可能なものから実績を積んでいく施策も必要と思えます。 基本法では、外洋性浮遊式構造物が唯一の検討対象構造物のような印象を与えかねません。</p>	<p>外洋上プラットフォーム技術は例示であることは、原案からも読み取っていただけるものと考えます。また、地道な研究開発の重要性については、第2部7(1)(2)において記述しています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
313	第2部 9		<p>ウォーターフロント開発            海域と陸域の接点の地域の総合利用、開発は、ウォーターフロント開発として世界的に、も、またわが国でもある時期ブームになった歴史があります。船舶の大型化。専用化による従来の棧橋などの港湾施設の衰退、港湾地区の都市再開発の機運などで、当時は臨海地の親水性、居住性や商業の斬新性など生活の快適性に焦点があったように感じますが、このことも踏まえて、今度は何を焦点にして総合的管理を遂行していくかということ提示できるとよいと思います。</p>	<p>沿岸域のあり方については、第1部5で記述した「特に、沿岸海域は、多種多様な海洋生物が生息・生育し、重要な水産資源の生育上ともなっている一方で、すでに相当程度海洋空間や海洋資源の利用が進んでおり、環境汚染や生態系破壊が懸念される状況にある。」との現状認識及び第2部9を踏まえ、その内容を明確にしたうえで、合意の形成を図り、適切な措置を講じる必要があると考えています。</p>
314	第2部 9		<p>連携体制            基本法で述べているように沿岸域の海岸、港湾、河口、環境、海洋投棄、景観、漁業、船舶航行、レクリエーション、居住、或いは工場立地などの多岐にわたる問題を抱えています。これらは十分とはいえないまでも従来の縦割りの行政で対応されてきていると思います。しかし、基本法にもありますように連携体制の確立が重要であります。ただ、基本法では、個々の問題を詳述するあまり、連携体制の確立が補足的になっているように感じます。連携体制の確立をさらに高めて新しい連携体制の構築、或いは部分的にも出来れば管理の一元化が重要と思います。</p>	<p>ご指摘の点については、第2部9「沿岸域の総合的管理」(3)で記述しています。特に管理のあり方については、「さらに、様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確化した上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。」こととしています。</p>
315	第2部 10		<p>離島の保全等            排他的経済水域等関係して幾多の離島管理が必要ですが、国際関係上の離島の温存という目的だけでなく、海洋調査拠点、海洋研究拠点、海洋レジャー(クルージング等)拠点、更には商業地区、生産地区等の積極的利用を目指すことが必要と思います。大型海洋構造物の人工島の研究開発も必要ですが、既に存在する離島の積極的利用も大切な施策と考えます。            積極的利用も、常に最高レベルの施設を求めるとはならず、コストベネフィットを考慮した装備を計画するのが実現のために望ましいと思います。例えば、基本法では情報格差の構築のために高度情報通信ネットワークとありますが、その初期費用や運用費用はとも幾多の過疎或いは無人の離島に許される費用に適合するものではないとおもいます。情報によっては、高速大容量のリアルタイム通信施設でなく、低速小容量のノンリアルタイム通信機でまかなうことも必要と思います。</p>	<p>第2部10の冒頭にて記述しているように、離島は、海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っていることから、海洋での安全かつ安定的な活動のための拠点の整備を進める旨記述しています。            なお、離島あるいは周辺海域の具体的な活用については、離島の持つ長所や優位性をどのように活かすことができるのかという観点からの整理や、立地する拠点の機能や立地条件等についての十分な検討が必要であり、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
316	第2部 11		<p>国際関係の窓口の調整、整理            基本法では航行の安全、海洋環境保全などの国際的連携、水産資源、海洋調査、海南救助支援などの国際協力の推進もこれまでは個々の組織で対応されてきたものの、周知はされず、組織間の調整もあまりなかったように思われます。国際的な連携、協力に関する窓口の調整、整理が必要かと思えます。</p>	<p>国連海洋法条約を始めとする国際約束等における国際協力の諸要請を窓口を設け、調整、整理することについては、多岐にわたる海洋分野について、地球温暖化、テロ対策等の国際的に重要と認識されている分野、各行政目的から見て重要と認識されている分野等の諸要請が我が国の対応能力に比し膨大であることから、現状においても個々の要請について厳しい審査・取捨選択が行われていると認識しており、これらの調整等を単一の窓口任せるとは困難と考えています。なお、国際協力等について、調整、整理が必要であるとのご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
317	第2部 12		<p>海洋の理解者            海洋に関する行事や海浜の清掃、海洋レジャーなどを通じて海と親しむ機会を多くすることが国民の海への理解、興味を増進につながるし、これらがまた海洋に興味をもつ人材育成に寄与するものと考えます。</p>	<p>海洋に関する国民の関心を高めるためには、様々な機会をとらえて国民が海に接する機会を多くすることが重要です。このため、第2部12(1)において、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、海岸清掃活動や海洋レジャーの普及等の取組を推進する旨記述しています。</p>
318	第3部 1		<p>体制の検討、官民の連携と協力、情報の提供及び公表は全ての海洋開発の分野に対して重要な施策ではありますが、基本法では、地域の主要産業である水産業をはじめとする海洋産業の振興に努める・・・、水産資源の自主的な管理・・・など、水産業及び水産資源のみの表現になっていますが気がなります。</p>	<p>ご指摘の地方公共団体の取組に関しては、「水産業を始めとする海洋産業の振興」と記述しており、また、環境保全の取組についても記述していることから、水産業や水産資源のみの表現にはなっていないことをご理解願います。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
319	第3部 1		<p>海洋基本法の目的は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにある。そして海洋基本計画は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるとある。すなわち肝心なことは「海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ことである。</p> <p>これに対して、今回の基本計画原案は、「第1部・・・基本的な方針」、「第2部・・・講ずべき施策」及び「第3部・・・総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」の3部で、42ページと2行からなる。</p> <p>ところが、この原案は、計画的な推進を図るために肝心であるべき第3部はわずかに1ページで、全体の42分の1に過ぎない。しかも、その内容は、「必要に応じて見直しを行う」、「必要な措置を講ずる」、「連携を図りつつ主体的に取り組む」などと観念的言葉を並べただけで具体性がない。また、「海洋環境の保全を図る」、「海洋産業の振興に努める」、「密接な連携による効率的な推進に努める」、「海洋産業の事業者は、海洋への理解を深めるよう努める」、「関係者の意見の施策への反映等に努める」、「海の日の行事の実施及び参加の促進に努める」、「施策の現状について随時公表する」と抽象的観念的で当たり前のことを述べているだけであり、かつ、これがすべてである。</p> <p>これが「計画」といえるものであろうか??? これではとても計画的推進など図れたものではない。</p> <p>この原案は、まず第1部及び第2部について、各省庁の施策を羅列し、それを「海洋資源の開発」、「海洋環境の保全」等のジャンルに分類し、その上で言葉の整理をして文章をまとめたものと推測されるが、ここまでの段階で息切れして第3部に至り、結果、中身の無いわずか1ページとなって、調整すべき問題点や計画性を示せなかった、という観を呈している。</p> <p>第2部で示された施策は、各省庁の施策を整理分類してまとめたものであるから各ジャンルごとに1省庁だけではなく複数省庁の施策が盛り込まれているであろう。逆に言えば、そのジャンルの内容は複数省庁にまたがるものであるが、それを一つの施策として実施するとしたものである。これがまさに海洋政策本部を設置して縦割り行政の弊害を排して総合的に推進しようとするところの意義である。</p> <p>しかし、その施策にはどの省庁がどのように関与しているか、それらをどのように調整し一つの施策として計画的に推進していくかが示されていない。各省庁に分散されているものであれば調整が重要な課題であり、必要となれば組織の再編にも言及されなければならない。</p> <p>原案のままでは施策が推進されていくのであれば、結局は、従来どおり各省庁がその施策のうちの自らの所掌部分を独自に（一応、第2部に示された施策と整合性をとれるように）実施し、そして、海洋政策本部が単にそれぞれの省庁がその独自に講じた結果を取りまとめて文章を整理調整したものを公表するだけに終わることとなる。</p> <p>これでは国民としては、その施策の課題、各省庁との関係、調整上の問題点、海洋施策の総合推進体制の問題点、効率性などを把握し、理解することはできない。施策の見直し・整理統合や総合推進のための組織の検討もできない。</p> <p>以上の観点から、特に第3部は全面的に策定しなおすべきである。</p> <p>また、縦割り行政の弊害を排し、省庁の壁を越えて総合的に推進するためには、「有識者による参与会議」などの役割が大きな意義を持つと考える。この参与会議について海洋基本計画の中で位置付け、権限、責務、役割等を明確にすべきである。</p>	<p>ご指摘の通り、「海洋基本計画は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める」ものであり、その中での第3部の位置付けにつきましては、総論(3)最終パラグラフにおいて、「(第1部の基本的な方針、第2部の総合的・計画的推進に必要な海洋施策以外の、)海洋施策推進に必要なその他の事項を定める」と規定しております。原案の第3部のタイトルはこのことを的確に反映しておらず、誤解を招く表現であったと考えられますので、タイトルを修正し、本文との整合を図りたいと存じます。また、参与会議については、政令により任務等が明確化されておりますが、ご趣旨につきましては、今後の同会議の運営において参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>第3部1の記述を以下のように具体的な記述とすべきである。</p> <p>1 海洋に関する施策の効果的な実施</p> <p>海洋基本計画に掲げる諸施策については、参与会議の意見等を踏まえつつ、必要に応じて実施内容の見直しを行う。また海洋管理等の行政ニーズに的確に対応し、効果的に施策を推進するため、体制のあり方に関する検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 海洋に関する施策の総合的な推進について</p> <p>ア 総合海洋政策本部の強化について</p> <p>内閣府に設置された総合海洋政策本部について、内閣の政令、内閣府の府令を策定して、その組織、人員の確保を明確にすること。総合海洋政策本部に政策を実現するための予算要求権限を持たせること。海洋基本法関連予算として各省が提出する予算の概ね10パーセントを総合海洋政策本部の予算として配分するよう努力すること。総合海洋政策本部、海洋担当大臣として、内閣に法律の提案を提出する権限を与えるよう努力する。</p> <p>民間シンクタンクなどから、研究者を任命し、総合的な政策立案が可能となるよう幅広く対応すること。第一部や第二部で記述されたそれぞれの施策については、抜本的な見直しを検討し、予算の重点的な配分が重要であり、第三部の総合的、計画的施策の推進のためには、民間の研究者等、官庁出身者ではない、担当者を任命する。</p> <p>各省が所管する海洋基本法関連予算について、海洋大臣の下で予算の重点的な配分を行うことができる権限を海洋担当大臣に付与することを検討してゆく。</p> <p>イ 参与会議の強化について</p> <p>参与会議の提言能力を高めるために、会員1名につき、1名の研究員を配置し、参与会議から重要な施策の提言が可能となるよう措置する。常設の研究室を準備する。平成21年度までに、そのための予算措置を執る。</p> <p>国連海洋法条約への取り組みなど、我が国の法制度についての研究について、参与会議参加者のネットワークを活用して法律制定など整備を急ぐ。各省縦割り行政の中で提出困難な政策提言に関する研究を参与会議で実施する。参与会議は定期的に開催する。</p> <p>ウ 環境問題に関する取り組みについて</p> <p>生物多様性の確保のための海洋保護区の設置などに関して、環境省による施策のほか、地方自治体、学会、民間NPOの活用を図り、海洋環境に関する政府目標の実現に向けた官民共同の支援組織を立ち上げて支援するなどの措置をとる。</p> <p>エ 行政の組織体制についての検討、充実を図ることについて</p> <p>洋上の現場においては、調査研究や資源探査、離島の保全など、各省が所管する権限に基づく活動を遂行する上で、我が国の国益を総合的に保護する観点から、海洋現場活動を国家の力で支援することは当然である。その際、それぞ</p>	

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
320	第3部 1		<p>れの各省庁が洋上において、保安組織を編成し、運用することは、行政的な無駄である。現行法上は、法令執行機関、違法行為を排除する機関として、全ての海域において、国家機関としてのプレゼンス並びに、日本国民、我が国国家公務員の活動に伴う生命財産の保護、外国艦船からの干渉からの保護、外国の不法な行為に対する警告・対抗措置、国際条約に基づく外国人を含めた救助活動などは、海上保安庁の巡視船ならびに航空機により実施されている。</p> <p>海洋担当大臣の所属省は、今後海洋に関して発生する事象の態様により移動することを考慮すれば、海上保安庁の所属体制については、参与会議において、海上保安庁の組織を、海洋担当大臣直属の組織として、内閣府の外局として運用することの是非について、検討の上、総合海洋政策本部に対し、結果を報告させる。</p> <p>オ 新たな海洋秩序の構築と外交的施策の推進について</p> <p>国連海洋法条約の施行以来、世界各国は条約対応の政策確立に努力している。我が国周辺諸国も同様に200海里排他的経済水域の確定に向けて様々な努力を続けている。我が国は、今後、外交交渉を通じて、我が国の権益を周辺諸国に主張し、調整を図るといった作業があるが、外交における我が国の主張の正当性を主張するには、科学的な調査研究に基づく成果の提供は勿論、実質的な海域の管理の遂行は欠かせないものである。</p> <p>200海里水域の基準となる国土の多くは、本土を遠く離れた離島や無人島もあり、現場海域における政府機関のプレゼンスも重要な活動である。現場海域においては、官公庁所属の各種調査船による活動ばかりでなく、海上自衛隊の艦船、航空機、海上保安庁の巡視船、航空機のパトロールや日本漁船による漁業活動などの実績をしっかりと把握しておくことが重要である。新たな海洋秩序の形成にあたり、海上自衛隊と海上保安庁、各種調査船を運用する文部科学省や経済産業省との連携は極めて重要であり、関連官庁は連携のための連絡会議の設置と活動目標の設定など、周辺諸国からの主張への対応や外交交渉において必要とする情報提供のための枠組みづくりを早急を実施する。</p> <p>(2) 効果的な施策の実施について</p> <p>ア 現行行政組織における問題点について</p> <p>これまでの海洋に関する国行政は、各省に所管任務を規定した上で実施してきた。近年の科学技術の発達と、政治・経済・社会のグローバル化に伴ない、国連海洋法条約の如く、海洋に関する事項を総合的に捉えなければ、課題を克服することが困難時代になってきた。海洋基本法は、従来の行政組織の縦割りでは捉えずに、総合的な観点に重きを置き、海洋を捉え直すという努力が図られた。</p> <p>2001年9月11日のニューヨーク等同時多発テロ活動は、世界の安定に対する過激なテロ活動が活発になった画期的事案であり、海洋の世界においても、テロ対策が極めて重要な課題となっている。ところが、我が国では、従来の行政組織の権限規定により、犯罪対策と安全対策の境目が曖昧なために、安全担当の海事部局がテロ犯罪対策の権限を所管する枠組みを決定したため、日本周辺海域は世界でも名高いテロ脆弱海域として認知される事態を招いている。総合的な観点に基づき、効果的措置を実行する必要がある。</p> <p>総合海洋政策本部においては、海洋基本法の理念に基づいて実行される各種措置が多く行政官庁に跨っているこ</p>	<p>施策の推進に関する具体的ご提言として、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>とに注目し、それらの施策を効果的に実施するために、施行項目ごとに関係行政庁による業務範囲のレビューを行う。</p> <p>イ 効率の向上と成果の出し方について          効率を上げるためには、1部、2部で掲げる施策について、行政組織横断的な分析が必要であり、到達目標値を定め、実行計画を立てて、遂行する必要がある。          海洋行政施策実施の成果を出すためには、行政施策の実態を総合的に把握し、分析して、結果としての成果について必要な評価を下して、今後の施策の在りかたについての方針、計画を提示する必要がある。</p> <p>ウ 政策レビューについて          基本計画第1部、第2部、第3部に掲げられる項目について、毎年度、各省の実施項目並びに、総合海洋政策本部、参与会議の項目について政策レビューを実施し、次年度への指標を示す。それらの活動について公表する。</p> <p>(3) 総合的かつ計画的に進めるための手法と目標について          海洋に関する施策を総合的、計画的に進めるためには、効率的な予算配分と、効率的な組織の編成が確立されなければならない。また、それぞれの項目について、関係省庁を明確にし、目標値と目標達成年度を明示して、各機関が努力するインセンティブを与える必要がある。海洋政策本部は、関係省庁との連携を密にして、総合的、計画的な施策の具体的項目ごとの実行計画を明示して、成果とともに公表する。</p> <p>(4) 本部員の協力について          施策を総合的かつ計画的に推進するためには、総合海洋政策本部の指導を強化する必要がある。そのためには協力をする各本部員の積極的な協力が必要であり、本部の会合を定期的に開催する計画を立て、会議の内容をマスコミに公開するなど、本部員が積極的に会議を利用する枠組みの策定を検討する。本部員は所管する行政省庁の職員に対して、総合的、計画的な推進の実行について督励する。</p>	



No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>第3部2の記述を以下のように具体的な記述とすべきである。</p> <p>2 関係者の責務及び相互の連携・協力について</p> <p>海の恵みを将来にわたり享受するためには、まず、関係者が、海洋の利用に際し、相互に協調、協力し合うことが基本的に重要である。その上で、海洋環境の保全、海洋の開発・利用、海洋の安全の確保等海洋に関する諸施策の推進に向け、国のみならず、地方公共団体、海洋産業の事業者などが相互に連携を図りつつ、主体的に取り組むことが重要である。</p> <p>(1) 国の役割について 関係省庁は、相互に協力するための姿勢、施策、総合的な計画に相互協力を盛り込んだ各省参加の協定書を作成する。第1部、第2部で実施する項目については、関係省庁で協力すべき項目が多く掲げられている。各省はそれぞれの所管行政範囲内の活動において連携・協力すべき他の行政機関、研究機関、学校、地方自治体などと連携・協力する責務があり、連携・協力活動を円滑に実施する方針を明示し、具体的な活動内容の確認と、目標の設定を行い、実施した結果を総合海洋行政本部に報告することを責務とする。 地方公共団体や一般国民の役割については以下に記すように大きい。役割に関するシステムの枠組み等については、国の指導や、補助金による助成が欠かせないことは明白である。総合的な予算措置が必要である。</p> <p>(2) 地方公共団体の役割について 地方公共団体は、国と地方との役割分担の下、地域の実態や特色に応じて、被害が著しい海岸における漂着ゴミの処理に努める等良好な海洋環境の保全を図るとともに、地域の重要な産業である水産業を始めとする海洋産業の振興に努めることが重要である。その際、各部局の密接な連携による効率的な施策推進に努めることも重要である。 地方公共団体においては、地域の中に大学や研究者を抱え、学校においては多くの若い将来の国民を対象として行政を行っている。研究機関、地域の老人や小学生、中学生、高校生との結びつきも強く、海洋に関する政策を実行する上での役割は大きい。</p> <p>(3) 海洋産業の事業者の役割 海洋産業の事業者は、環境負荷の低減技術の開発等の環境対策等を通じた海洋環境の保全、水産資源の自主的な管理、効率的・安定的な海上輸送の確保等に努めることが重要である。 事業者は、学際的協力を目指して大学や研究機関、学会などと協力して目標達成の努力を行うこと。事業者は、それぞれの事業においてグローバル化が進展していることについて、認識した上で、国にとって必要となる国際的な協力についても国や地方自治体と協力することに努める。 企業団体の活動を通じて、国民の理解を深めるための活動を積極的に実施する。</p>	

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
321	第3部 2		<p>(4) 一般国民の役割  国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベントへの参加、海洋産業の事業者との交流、海浜清掃等身近な海洋環境保全活動の実施等を通じて、海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。</p> <p>ア 団体、NPO、生徒、お年寄りの知恵、旅客船のお客、定期船の通学生徒など  一般国民は、地域においてさまざまな団体やサークルに所属したり、NPO活動に従事している。また、本人の年齢によっては、高齢者はさまざまな社会経験から、海洋に関する知識を持つ人もあり、海洋を利用した余暇活動の参加者でもある。交通機関として旅客船を利用している地域の住民にとって、海洋に関する関りは大きい。小学生、中学生、高校生などの生徒は、さまざまな学習活動の中で、海洋について学び、海洋に関する知識の習得と関心を深め、海洋の重要性を理解し、将来の理解ある成人の重要な予備軍である。</p> <p>国民は、自分のおかれた様々なポジションを理解の上、海洋基本法の求める、国や自治体などの実施する各種活動に積極的に参加することを期待されている。</p> <p>海洋基本法に関する啓発活動を行うNPOの存在もあり、国や地方自治体は、予算措置を執り、これらの自主的団体を育成、助成するシステムの構築する。</p> <p>イ マスコミの役割  海洋基本法の成立の背景には、科学技術の発達や、社会のグローバル化があり、国民は教育機関を出てからは、多くの知識をマスコミから得ているのが現代社会であり、海洋に関するマスコミ報道は国民に、海洋の重要性の啓発活動には極めて重要な役割をはたしている。海洋に関する先端科学技術の紹介や、海洋起因の権益を巡る外交問題、海上交通の安全問題はマスコミが正確な報道をすることが重要であり、その責任は重い。海洋についての教育問題、環境問題、資源開発問題、海洋関連で働く労働環境の問題など、国民の関心のある項目は幅が広いが、それらの現場が日頃、一般国民の目に届かないところにあることから、マスコミによる積極的な報道、啓発報道が重要である。</p> <p>ウ 大学、研究者、学会の役割  海洋基本法に基づいて、様々な分野の施策が計画されているが、関連のある学問分野は幅広く、多くの大学、研究機関、学会が関係している。それぞれ国の機関や地方自治体との関係を持っている研究者が多い。特に教育の分野と科学技術の分野では、研究者や教育者の役割は大きく、同時に、国民への海への関心を深める活動については、多くの実績をもとに啓発活動に重要な役割を果たしている。研究関係者間の省庁横断的な協力システムの構築に努める。</p> <p>エ 他の産業の役割  海洋立国たる日本は、1億2千万人が生活する産業大國でもあるが、製造業における原油や鉄鉱石、農業における飼料や穀物、エネルギー産業における原料などは、その多くを海外からの生産品に依存しており、それらは海洋を経由して外航海運により我が国に運ばれてきている。それらの産業においては、海洋の安全こそが産業を支えるライフラインであり、同時に多くの国民はそれらの産業で働いている。これらの国民による海洋に関する理解の進展は極めて重要であり、海</p>	<p>関係者の責務や相互の連携・協力に関する具体的ご提言として、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>洋産業以外の産業界の役割は大きいので、これらの産業の役割を明確にし、実行する枠組み作りに務める。</p> <p>オ 消費者の役割 1億2千万人の国民は多くの海外からの製品に取り囲まれて生活している。消費者としての国民は安全な製品、また安全な食品を購入してこそ、安全な生活を送ることができる。この視点から、消費者に対する海洋関係者からの啓発が重要であることは勿論であるが、安全な輸入品を、安心して購入するためには、安全な海洋の存在が重要であることを理解して、海洋に関する法律制度や予算の執行についての良き理解者としての役割は大きい。これまでの縦割り行政の中では、消費者の視点と海洋政策の結びつきは希薄であったが、今後は、総合的な観点から海洋問題に関する消費者の役割を見直し、効果的な施策を実施する必要がある。</p> <p>カ 国際的な視点、海外旅行、外国からの観光客の受け入れ グローバル化については、海洋基本法成立のための一つのファクターであったが、海外から来航する外国人が、海洋についてどのような知識をもっているか、海洋について深い関心のある国民が日本に来航した場合の影響については不明な点が多い。 今後は、大型旅客船による観光者の増加と共に、海洋国家からの訪問者の利用、役割を考慮した施策が必要となる。</p> <p>(5) 相互の連携協力について 国の役割、地方自治体の役割、海洋産業の役割、一般国民の役割については、それぞれ重要であるが、これらを総合的に、計画的に活用するためには、相互連携の枠組み作り、相互連携の手段、方法の研究、各グループの主体性を引き出すことが重要である。</p> <p>(6) 国民からの意見の聴取について 海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、こうした取り組みが促進されるよう、国民や他の関係者の意見の施策への反映に努める。 施策に反映させるためには、そのための枠組みとしてのシステムの構築が必要である。総合海洋政策本部は、それを提示する必要がある。定期的な実施し、確実に実施するため、年次計画や目標の設定も重要である。</p>	